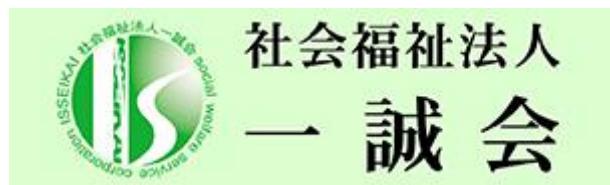


役員報酬規程

| | | |
|--------------------|----|-----|
| 令和 7 年 4 月 1 日より適用 | | |
| 1000-E1-21-01-01 | | 3 版 |
| 起案 | 審査 | 承認 |
| | | |

役員等報酬規程



社会福祉法人 一誠会

社会福祉法人一誠会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一誠会の役員員、評議員、苦情対応第三者委員および評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
3 報酬総額については、各年度の総額が84万円を超えない範囲とする。

(理事会の出席報酬等)

第4条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事の勤務報酬等)

第5条 理事長等が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 常務理事が、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
5 理事会の出席報酬等も含めた理事の報酬総額について、各年度の総額が300万円を超えない範囲とする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うこと

ができる。

- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 4 監事の報酬総額については、各年度の総額が24万円を超えない範囲とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、苦情対応第三者委員が監事を兼務しない場合においてのみ支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第8条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、評議員選任・解任委員が監事又は職員を兼務しない場合においてのみ支払うことができる。また、同日にあわせて評議員選任・解任委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第9条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第11条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

(支払方法)

第12条 報酬の支払は、原則当日現金支払とするが、やむを得ない場合は発生月の翌月までに、口座振込または現金で支払うものとする。

(改正)

第13条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則 この規程は、平成18年4月1日より適用する。

この規程は、平成28年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年6月10日より適用する。

この規程は、令和3年4月1日より適用する。

この規程は、令和7年4月1日より適用する。

別表1 役員等報酬 (日額)

| 名 称 | 報 酬 | 実費弁償費 |
|---------------|---------|--------|
| 理事会・評議員会出席報酬等 | 10,000円 | 3,000円 |
| 苦情対応第三者委員 | 6,000円 | |
| 評議員選任解任委員 | 5,000円 | |

別表2

| 名 称 | 報 酬 | 実費弁償費 | 備 考 |
|---------------|----------|--------|-----|
| 理事長等業務報酬等(月額) | 120,000円 | | |
| 常務理事業務報酬等(月額) | 60,000円 | | |
| 理事業務報酬等(日額) | 10,000円 | 3,000円 | |
| 評議員業務報酬等(日額) | 10,000円 | 3,000円 | |
| 評議員選任解任委員(日額) | 5,000円 | | |
| 監事監査指導報酬等(日額) | 10,000円 | | |
| 苦情対応第三者委員(日額) | 6,000円 | | |

別表3 (日額)

| 旅 費 | 宿泊費 | 報酬 | その他 |
|-----|---------|--------|-----|
| 実 費 | 15,000円 | 3,000円 | 実 費 |